

No.	件名・内容	回答
1	<p>保育施設の園庭に日除けタープを設置してほしい。</p> <p>(内容)</p> <p>保育施設の園庭に、園庭の大部分をカバーできる日除けタープと付け外しできるシェードポールの設置をお願いします。</p> <p>近年の猛暑で子どもたちの屋外活動が制限され、体力や視力低下への影響が懸念されています。園庭に日除けを導入することで、安全に外遊びができる環境を整え、子どもたちの健康を守るだけでなく、施設の冷房効率向上による光熱費削減の効果も期待できます。</p> <p>外遊び環境の改善は、保護者の負担軽減にも寄与します。ぜひ、保育所から順次導入をご検討ください。</p> <p>【受付 No.】 7-2016 【受付日】 令和7年7月10日</p>	<p>公立保育所では夏期の屋外活動について WBGT 指数を基に判断しています。</p> <p>暑さ指数 31℃以上を超えると熱中症の危険が高まることから屋外での活動を取りやめております。暑さが本格化する中で室内での活動は増えていますが、子ども達がストレスを溜めず楽しく過ごせるよう、保育運営の向上に努めてまいります。</p> <p>(担当) 保育課 (電話) 048-775-5044</p>
2	<p>保育制度の運用について（個別事情への柔軟な配慮について）</p> <p>(内容)</p> <p>私はフルタイムで働きながら、子どもを市内保育園に通わせています。外国籍の配偶者は日本語に不慣れなため、求職活動が難航しております。</p> <p>そのような中、先日、9月末までの保育給付認定通知書を受け取りました。私が日中勤務している間、配偶者が単独で育児や緊急対応を行うことは難しく、そのような状況で保育園での集団生活を失ってしまうと、子どもの安全で安定した環境が損なわれるだけでなく、配偶者と子どもが社会から孤立する恐れがあります。</p> <p>2023年改訂「保育所保育指針解説書」では、外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭に対し、個別の支援を行うよう努めることが規定されています。また、児童福祉法第三条の二で、地方公共団体には児童の養育環境整備に配慮する努力義務があると明記されています</p>	<p>保育を必要とする事由は、「子ども・子育て支援法」および「子ども・子育て支援法施行規則」にて定められております。そのため、保育の認定に当たっては、就労や疾病等の事由で保育の必要性を判断しております。</p> <p>お客様がお子様の保育利用のお申し込みをいただいた時点では、保護者（父・母）お二人とも「就労」の事由で保育の認定をいたしました。保護者（父）様が令和7年5月に退職されていたため、このたび保育の必要性について要件を満たす必要があることをご説明させていただきました。通常、「求職活動」の事由による認定期間は2か月ですが、保育指針に基づき個別の事情を考慮して、認定期間を4か月にしております。今後についても、制度の範囲内での運用となりますが、できる限り井家様の事情を踏まえて対応してまいります。</p> <p>今後も、皆様のご意見を参考にしながら、より良い制度となるよう検討を続けてまいります。引き続き市政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。</p>

	<p>このような方針を踏まえると、形式的な制度適用にとどまらず、家庭事情を踏まえた柔軟な対応が求められると考えています。</p> <p>私たちのような国際家庭や言語・文化的な支援を必要とする家庭が安心して子育てできる環境を整備するために、現場での調整や対話を含めた対応をご検討ください。</p> <p>【受付 No.】 7-2018 【受付日】 令和7年7月31日</p>	<p>(担当) 保育課 (電話) 048-775-5121</p>
<p>3</p>	<p>市長は「あげお健康+（ぶらす）」を自ら実践したうえでPRを</p> <p>(内容) 市ホームページなどで「あげお健康+（ぶらす）登録者1万人突破」を周知するなど、この取り組みは一定の成果を上げていると思われま。市長も6月28日に上尾駅自由通路で「あげお健康+」のアプリ登録を呼びかけるなど、PRをされていると思われま。さらに全市的にこの取り組みについての気運を醸成するために、当面、市長自らが次の2点について実践することを政策提案いたします。</p> <p>(1) 市長自身が毎日の歩数を公開する。 (2) 市長が市役所から片道2km以内の場所に行く際、たとえば上尾駅や、あげお富士住建ホール（上尾市文化センター）などは、公用車ではなく、歩いて行く。</p> <p>以上2点はどちらも簡単なことですので、「あげお健康+」のさらなる気運の醸成には相応しいものであると考えま。</p> <p>なお、(2)について、セキュリティ上の問題についての懸念もあるかと思いま。しかしながら、セキュリティ上の問題を指摘するのであれば、たとえば、市長は各地域の夏祭りや盆踊りに、公表されているだけでも7月中に16回行っています。そちらのほうがよほどセキュリティ上の問題が起こる蓋然性が高いのは自明です。したがって、市役所から近い場所に自らの足で歩いて行くことは、とりわけ問題は無いと考えられま。</p>	<p>(1) ホームページに掲載していくのも一つの手段として表示内容も含めて検討してまいります。 (2) これまでも、臨機応変に対応しているところで。今後「あげお健康+」のさらなる気運の醸成に自ら取り組んでまいります。</p>

	<p>【受付 No.】 7-2028 【受付日】 令和7年8月21日</p>	<p>(担当) 健康増進課 (電話) 048-774-1411</p>
4	<p>带状疱疹ワクチン接種への助成金</p> <p>(内容)</p> <p>带状疱疹ワクチン接種に関する助成金についてです。</p> <p>県内 36 市町村では、50 歳以上の方を対象に助成金が出ています。</p> <p>高齢者の方には定期接種としていますが、会社勤めの 50 代が発症しては困ります。しかし、上尾市の対応はかなり遅れているように感じられます。</p> <p>国の対応とのことですが、県のホームページを見ても、助成内容は各市町村へ確認するよう案内されております。全国的に見ても、助成金が出る市町村の数は多いです。</p> <p>【受付 No.】 7-2040 【受付日】 令和7年11月5日</p>	<p>带状疱疹ワクチン接種につきましては、予防接種法の改正に基づき、令和7年4月から定期接種に位置づけられました。</p> <p>国は、带状疱疹の罹患者数が 70 歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が時間の経過に伴い一定程度減少していくこと等を考慮し、基本対象年齢を 65 歳としております。</p> <p>また、ワクチン接種に係る助成は生涯に一度であることを勘案すると、国の示した対象者への接種が最も効果的であると考えられることから、本市では、国の方針に則り対応しているところです。</p> <p>対象年齢の引き下げにつきましては、今後、国の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(担当) 健康増進課 (電話) 048-774-1411</p>
5	<p>金婚式の市によるお祝いについて</p> <p>(内容)</p> <p>金婚式を迎えた夫婦への式典や記念品贈呈事業について、公金(税金)の使途としての公平性や現代社会の「多様性、公平性、包摂 (DEI)」の観点から、再考をお願いします。</p> <p>指摘したい点は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の限定性: この事業は「法律上の婚姻関係が 50 年間続いている夫婦」を前提としていますが、現代社会には多様な家族形態(事実婚や生涯独身など)があり、婚姻を選択しない方々も多くいます。特定の条件を満たした方のみを優遇することは、他の多様な生き方を尊重していない、あるいは不公平であると感じられます。 ・税金の使途としての妥当性: 公金は可能な限り公平かつ普遍的な市民サービスに使われるべきと考えます。特定の個人や集団の慶事を祝う事業に税金を充てることは、市民感情として違和感を覚えます。また、DEI (多様性、公平性、包摂) の精神が重要視さ 	<p>ご提言いただいた通り、現在の金婚式典・ダイヤモンド婚式典につきましては、限定された特定の条件を満たした方のみを対象とする事業となっております。</p> <p>本事業は、結婚 50 年・60 年を迎えるご夫婦を対象に、長年連れ添われたご夫婦がお互いの絆とこれまでの人生を振り返る貴重な機会を提供することを目的として実施しておりますが、多様な家族形態が存在していること、平等性や公平性への配慮が求められていることから、簡素で効率的な運営に努めているところでございます。</p> <p>今後、多様性、公平性、包摂性の観点も踏まえ、本事業を含めた高齢者事業全般が多くの方々にご理解をいただけるものとなるよう、継続的に検討してまいります。</p>

<p>れている現代では、自治体として市民の多様な価値観やライフスタイルを包括的に尊重する姿勢が求められているのではないのでしょうか。</p> <p>金婚式のお祝いそのものを否定するものではありませんが、市の事業として公費を支出する形ではなく、例えばより普遍的な高齢者福祉や地域コミュニティ支援等へ予算を振り分けることをご検討いただきたいです。</p> <p>【受付 No.】 7-2041</p> <p>【受付日】 令和7年11月10日</p>	<p>(担当) 高齢介護課 (電話) 048-775-5124</p>
--	-------------------------------------